

資料 1

高知県社会福祉審議会専門分科会について



## 社会福祉法第11条

地方社会福祉審議会に、民生委員の適否の審査に関する事項を調査審議するため、民生委員審査専門分科会を、身体障害者の福祉に関する事項を調査審議するため、身体障害者福祉専門分科会を置く。

2 地方社会福祉審議会は、**前項の事項以外の事項を調査審議するため、必要に応じ、老人福祉専門分科会その他の専門分科会を置くことができる。**

## 高知県社会福祉審議会規則第8条

審議会に**必要に応じて**老人福祉専門分科会及び**地域福祉専門分科会を置く。**

2 老人福祉専門分科会及び地域福祉専門分科会は、それぞれ委員15人以内で組織する。

<設置年月日>

平成22年1月26日

<設置目的>

高知県地域福祉支援計画に関する事項について審議するため

(地域福祉支援計画)

社会福祉法第108条に基づく計画で、高知県における地域福祉を推進するための基本指針であるとともに、市町村の地域福祉計画の策定及び実践活動の支援に関する事項を定めるもの。

<委員数>

11名

<平成27年度地域福祉専門分科会開催状況及び審議内容>

◆平成27年6月5日

第1回高知県社会福祉審議会地域福祉専門分科会  
第2期高知県地域福祉支援計画骨子(案)、基本事項の確認等

◆平成27年8月11日

第2回高知県社会福祉審議会地域福祉専門分科会  
第2期高知県地域福祉支援計画の内容の検討等

◆平成27年10月28日

第3回高知県社会福祉審議会地域福祉専門分科会  
第2期高知県地域福祉支援計画(原案)の検討

地方社会福祉審議会民生委員審査専門分科会

社会福祉法第11条

地方社会福祉審議会に、**民生委員の適否の審査に関する事項を調査審議するため、民生委員審査専門分科会**を、身体障害者の福祉に関する事項を調査審議するため、身体障害者福祉専門分科会を置く。

民生委員法第5条

民生委員は、都道府県知事の推薦によつて、厚生労働大臣がこれを委嘱する。

- 2 都道府県知事は、前項の推薦を行うに当たつては、市町村に設置された民生委員推薦会が推薦した者について行うものとする。この場合において、都道府県に設置された社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第七条第一項に規定する**地方社会福祉審議会（以下「地方社会福祉審議会」という。）の意見を聴くよう努めるものとする。**

参考

民生委員・児童委員について

- ◆民生委員・児童委員は、民生委員法に基づいて、市町村に設置された民生委員推薦会により選考が行われ、都道府県知事（高知県）、指定都市又は中核市（高知市）長の推薦により厚生労働大臣から委嘱される。
- ◆民生委員は児童委員を兼ねることになっている（児童福祉法第16条）。
- ◆民生委員・児童委員の中には、児童福祉問題を専門に担当する「主任児童委員」がいる。
- ◆民生委員・児童委員の任期は3年間（現任期：H25.12.1～H28.11.30）であり、再任も可能。
- ◆民生委員・児童委員は、社会奉仕の精神を持って住民の立場に立つて相談に応じたり、住民が尊厳を持ってその人らしい自立した生活ができるよう支援を行う。
- ◆民生委員・児童委員は担当地区での調査・実態把握、相談支援を行うほか、各種行事への参加協力や自主的な地域福祉活動等、幅広い活動を行っている。また、最近では、災害時要配慮者支援対策や複雑化する児童問題への対応など、求められる役割が大きくなってきている。

民生委員の役割【民生委員法第14条】

- ◆住民の生活状態を必要に応じ適切に把握する。
- ◆援助を必要とする者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように生活に関する相談に応じ、助言その他の援助を行う。
- ◆援助を必要とする者が福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助を行う。
- ◆社会福祉を目的とする事業を経営する者又は社会福祉に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援する。
- ◆福祉事務所その他の関係行政機関の業務に協力する。
- ◆その他、必要に応じて、住民の福祉の増進を図るための活動を行う。

児童委員の役割【児童福祉法第17条】

- ◆児童及び妊産婦につき、その生活及び取り巻く環境の状況を適切に把握する。
- ◆児童及び妊産婦につき、その保護、保健その他福祉に関し、サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助及び指導を行う。
- ◆児童及び妊産婦に係る社会福祉を目的とする事業を経営する者又は児童の健やかな育成に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援する。
- ◆児童福祉司又は福祉事務所の社会福祉主事の行う職務に協力する。
- ◆児童の健やかな育成に関する気運の醸成に努める。
- ◆その他、必要に応じて、児童及び妊産婦の福祉の増進を図るための活動を行う。

○民生委員・児童委員の定数等（H27.11月現在）

	定数	実数	調整中
高知市以外	1,730	1,700	30
高知市	746	709	37
合計	2,476	2,409	67

○高知県の民生委員・児童委員の活動状況

（高知市除く）

活動件数	平成26年度	
	件数	割合(%)
相談・支援	49,049	28.4%
調査・実態把握	13,026	7.5%
行事・事業・会議への参加協力	31,455	18.2%
地域福祉活動・自主活動	50,597	29.3%
民児協運営・研修	24,531	14.2%
証明事務	3,306	1.9%
要保護児童の発見の適否・仲介	688	0.4%
合計	172,652	100.0%

◆社会福祉法第11条

地方社会福祉審議会に、民生委員の適否の審査に関する事項を調査審議するため、民生委員審査専門分科会を、**身体障害者の福祉に関する事項を調査審議するため、身体障害者福祉専門分科会**を置く。

◆高知県社会福祉審議会規則第7条

身体障害者福祉専門分科会に**審査部会**及び**更生医療部会**を置く。

**審査部会**

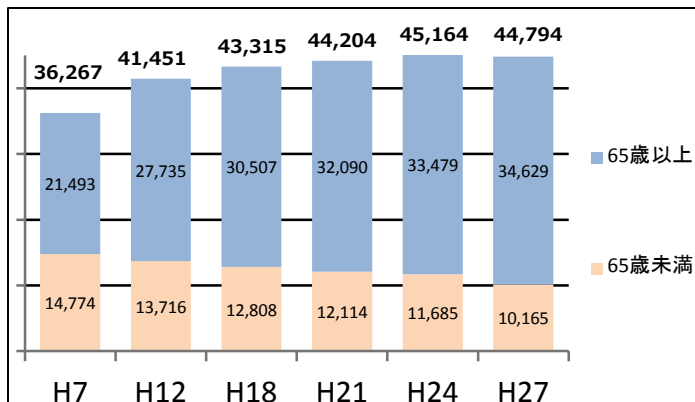
部会開催時期：7月、11月、3月

<審議内容>

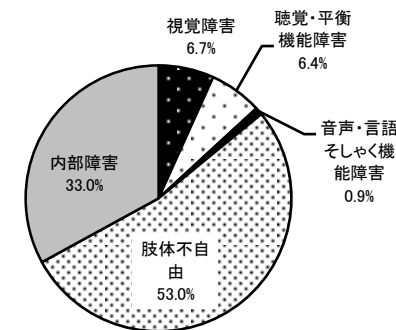
- ・身体障害者の障害程度の審査  
(身体障害者手帳の非該当などの審査)  
平成26年度審査件数：18件（すべて非該当の審査）
- ・身体障害者手帳の交付に関する診断書を作成する医師の指定の審査  
(身体障害者福祉法第15条)  
平成26年度指定件数：20名

※部会開催のほかに、身体障害者手帳の障害等級判定に関して、県障害保健福祉課職員が審査部会の委員を随時訪問し、判定依頼を行っている。

身体障害者手帳交付数の推移（各年3月31日現在）



身体障害者手帳障害部別割合 (H27.3.31現在)



**更生医療部会**

部会開催時期：7月、11月、3月

<審議内容>

- ・指定自立支援医療機関（育成医療、更生医療）の指定の審査  
平成26年度件数：6件（病院1件、薬局4件、訪問看護ステーション1件）
- ・指定自立支援医療機関（育成医療、更生医療）の指定の取り消し等の審査  
平成26年度件数：0件
- ・指定自立支援医療機関（育成医療、更生医療）の主たる医師の変更、管理薬剤師の変更の審査等  
平成26年度件数：23件（主たる医師の変更2件、管理薬剤師の変更20件、病院の施設変更1件）

◆自立支援医療（公費負担制度）

**育成医療（18歳未満）**：身体障害のある者の健全な育成を図るため、当該障害児に対し行われる生活の力を得るために必要な医療（障害者総合支援法施行令第1条の2第1項）

**更生医療（18歳以上）**：身体障害のある者の自立と社会経済活動への参加の促進を図るため、当該身体障害者に対し行われるその更生のために必要な医療（障害者総合支援法施行令第1条の2第2項）

更生医療レセプト件数の推移

